

# 宮代町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

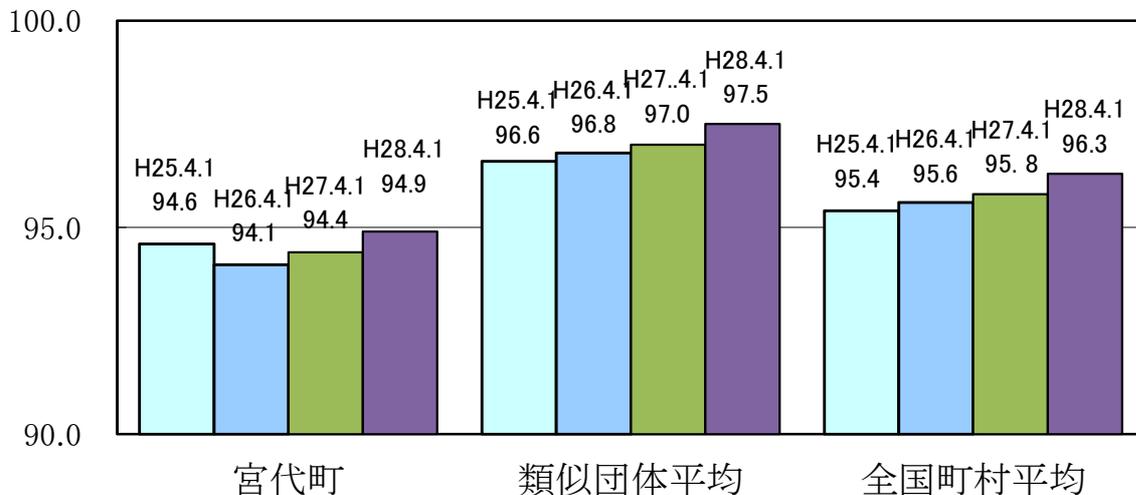
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	33,589	9,539,090	501,786	1,565,942	16.4	16.9

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	168	653,345	120,172	251,169	1,024,686	6,099	5,762

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費には再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 人事院勧告を踏まえ、給料表を平均2.02%引下げを実施。  
 激変緩和措置として平成30年3月31日までの現給保障を実施。ただし、現給保障は段階的引下げ。  
 平成27年度: 満額を保障  
 平成28年度: 現給保障額の3分の2を保障  
 平成29年度: 現給保障額の3分の1を保障

##### ② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準6%に対し、宮代町においても6%を支給。  
 (実施時期) 段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年度は4%、平成28年度は5%を支給し、平成29年度に6%を支給する。

平成26年度の支給割合	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%
宮代町における支給割合	3%	3%	4%	5%

##### ③ その他の見直し

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (28年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮代町	45.8 歳	334,925 円	362,451 円	344,973 円
埼玉県	43.0 歳	329,342 円	424,146 円	380,761 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.7 歳	309,814 円	374,408 円	343,774 円

② 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宮代町	49.8 歳	409,234 円	425,711 円
埼玉県	41.8 歳	350,271 円	415,856 円
類似団体	40.2 歳	293,021 円	324,614 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (28年4月1日現在)

区 分		宮代町	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	183,300 円	183,300 円	176,700 円
	高校卒	149,000 円	149,000 円	144,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (28年4月1日現在)

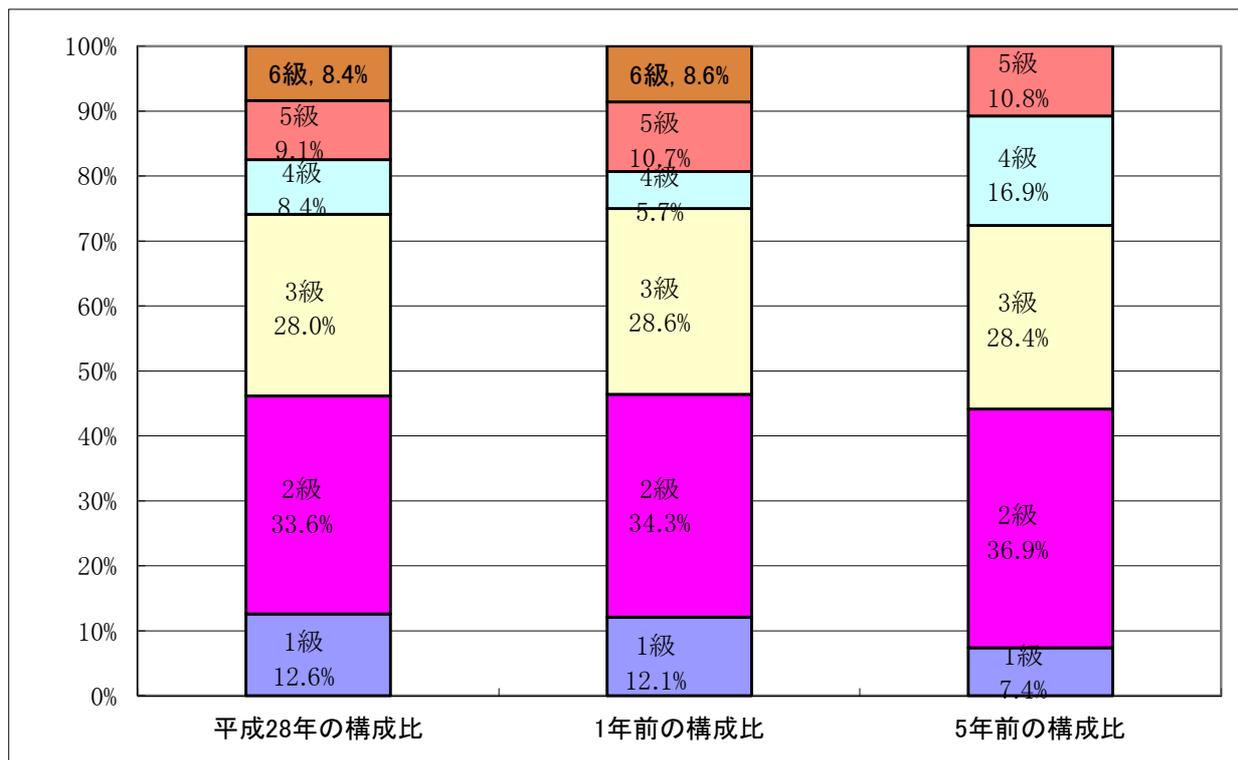
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	-	332,420 円	326,267 円	391,533 円
	高校卒	-	-	339,900 円	-

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (28年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	1 課長、事務局長又は会計管理者の職務 2 極めて高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務	12 人	8.4 %	318,800 円	453,000 円
5 級	1 副課長、室長又はこれに相当する職務 2 主幹兼指導主事の職務 3 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務	13 人	9.1 %	284,600 円	432,200 円
4 級	1 主幹又はこれに相当する職務 2 指導主事の職務	12 人	8.4 %	250,900 円	417,000 円
3 級	主査の職務又はこれに相当する職務	40 人	28.0 %	218,000 円	384,000 円
2 級	主任、主任保健師、主任保育士、主任社会福祉士又は主任管理栄養士の職務	48 人	33.6 %	191,500 円	345,400 円
1 級	主事、技師、保健師、保育士、看護師、社会福祉士又は管理栄養士の職務	18 人	12.6 %	144,000 円	296,800 円

- (注) 1 宮代町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成27年度に5級制から6級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までの運用	宮代町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

宮代町		埼玉県		国	
一人当たり平均支給額 (27年度) 1,499 千円		一人当たり平均支給額 (27年度) 1,678 千円		—	
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45 月分) (0.75月分)		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45 月分) (0.75月分)		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45 月分) (0.75月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況

平成28年度中における運用	宮代町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

##### (2) 退職手当 (28年4月1日現在)

宮代町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
一人当たり平均支給額	7,031 千円		一人当たり平均支給額	7,031 千円	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当

(28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)		31,566 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額 (27年度決算)		165,266 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	5 %	193 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)		94.0% (94.9%)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

### (4) 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)		0 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額 (27年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27年度)		0 %	
手当の種類 (手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	保健師	感染症患者又は疑いのある者の救護若しくは感染症の病原体に汚染された物件の処理業務	4,500円 (1回につき)
行旅死病人取扱手当	全職員	行旅死病人の収容業務	4,500円 (1回につき)

### (5) 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	33,095 千円
職員一人当たり平均支給年額 (27年度決算)	211 千円
支給実績 (26年度決算)	28,776 千円
職員一人当たり平均支給年額 (27年度決算)	186 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員 一人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者なしの場合そのうち1人につき11,000円)</li> <li>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算</li> </ul>	同じ	—	23,073 千円	256,361 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家等居住者 限度額 27,000円</li> </ul>	同じ	—	6,833 千円	359,631 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関等利用者 運賃等相当額 (支給限度額 55,000円)</li> <li>交通用具(自動車等)利用者 距離に応じた額 (月額 2,000円~29,800円)</li> </ul>	同じ	—	7,995 千円	60,568 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職としての役職に応じた額</li> <li>課長級長・室長級 50,000円</li> <li>副課長・室長級 40,000円</li> <li>主幹級長・室長級 30,000円</li> </ul>	異なる	俸給の特別調整額区分別に定められた額を支給	19,995 千円	476,071 円

**5 特別職の報酬等の状況 (28年4月1日現在)**

区分	給料月額等	
給料	町長	585,600 円 ( 732,000 円 )
	副町長	648,000 円
報酬	議長	295,000 円
	副議長	244,000 円
	議員	221,000 円
期末手当	町長	(27年度支給割合)
	副町長	4.20 月分
	議長	(27年度支給割合)
	副議長 議員	3.95 月分
退職手当		(算定方式) (一期の手当額) (支給時期)
	町長	732,000円×勤続期間の月数×0.35×1.15 14,142,240 円 任期满了(退職)時
	副町長	648,000円×勤続期間の月数×0.21×1.15 7,511,616 円 任期满了(退職)時
	備考	

(注) 1 給料の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「一期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、一期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

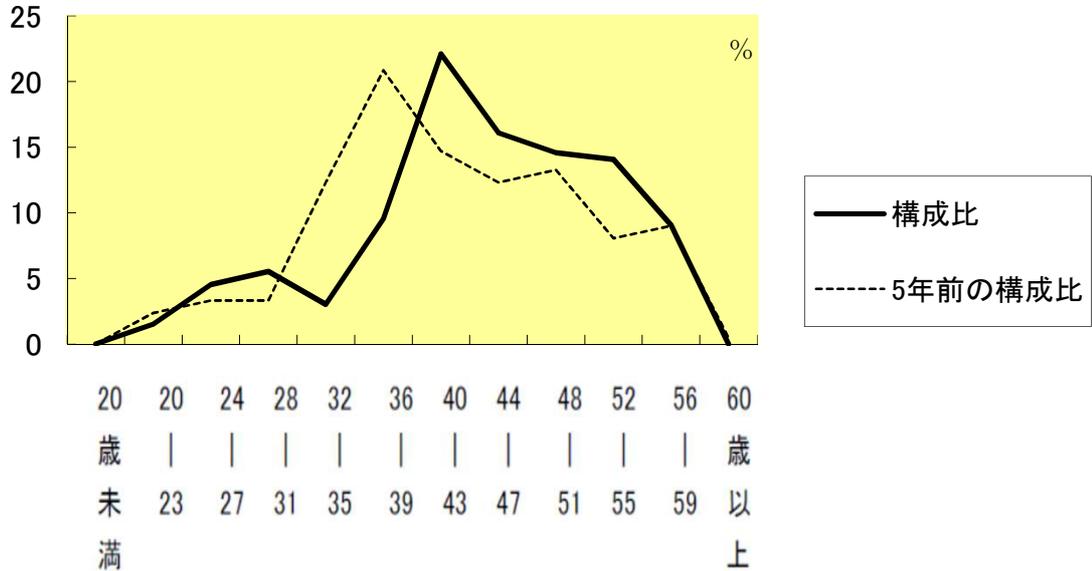
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普通 会 計 部 門	一般 行政 部 門	議 会	3 人	3 人	0 人	国勢調査終了に伴う減員 徴収対策強化に伴う増員 業務充実に伴う増員
		総 務	49 人	48 人	△ 1 人	
		税 務	16 人	17 人	1 人	
		農林水産	8 人	8 人	0 人	
		商 工	4 人	5 人	1 人	
		土 木	16 人	16 人	0 人	
		民 生	41 人	41 人	0 人	
	衛 生	12 人	12 人	0 人		
	計	149 人	150 人	1 人	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.66 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 50.00 人)	
	教育部門	19 人	18 人	△ 1 人	退職不補充に伴う減員	
消防部門	0 人	0 人	0 人			
小 計	168 人	168 人	0 人	<参考> 人口1万人当たり職員数 50.02 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 64.41 人)		
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水 道	5 人	5 人	0 人	業務の充実に伴う増員
		下 水 道	3 人	3 人	0 人	
		そ の 他	22 人	23 人	1 人	
	小 計	30 人	31 人	1 人		
合 計		198 人 [ 254 人]	199 人 [ 254 人]	1 人 [ 0 人]	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.25 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	9人	11人	6人	19人	44人	32人	29人	28人	18人	0人	199人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	159人	160人	157人	151人	149人	150人	△ 9人 ( △ 6% )
教 育	21人	19人	20人	20人	19人	18人	△ 3人 ( △ 17% )
消 防	1人	0人	0人	0人	0人	0人	△ 1人 ( △ 0% )
普通会計計	180人	179人	177人	171人	168人	168人	△ 12人 ( △ 7% )
公営企業等会計計	31人	30人	31人	29人	30人	31人	△ 0人 ( △ 0% )
総合計	211人	209人	208人	200人	198人	199人	△ 12人 ( △ 6% )

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	664,667	169,127	35,885	5.4	5.6

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
27年度	5人	19,887 千円	2,378 千円	7,370 千円	29,635 千円	5,927 千円	6,190 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮代町	43.9 歳	333,326 円	498,492 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

宮代町	団体平均
一人当たり平均支給額 (27年度) 1,737 千円	一人当たり平均支給額 (27年度) 1,464 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.60 月分 (0.75 月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (28年4月1日現在)

宮代町			宮代町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
			一人当たり平均支給額	7,031 千円	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)		842 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額 (27年度決算)		168,406 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	5 %	5 人	5 %

エ 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	278 千円
職員一人当たり平均支給年額 (27年度決算)	69 千円
支給実績 (26年度決算)	415 千円
職員一人当たり平均支給年額 (26年度決算)	83 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当 (28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者なしの場合そのうち1人につき11,000円)</li> <li>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算</li> </ul>	同じ	—	684 千円	342,000 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家等居住者 限度額 27,000円</li> </ul>	同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関等利用者 運賃等相当額 (支給限度額 55,000円)</li> <li>交通用具(自動車等)利用者 距離に応じた額 (月額 2,000円~29,800円)</li> </ul>	同じ	—	96 千円	24,000 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職としての役職に応じた額</li> <li>課長級長・室長級 50,000円</li> <li>副課長・室長級 40,000円</li> <li>主幹級長・室長級 30,000円</li> </ul>	同じ	—	480 千円	480,000 円